

第 162 回 : 印紙税

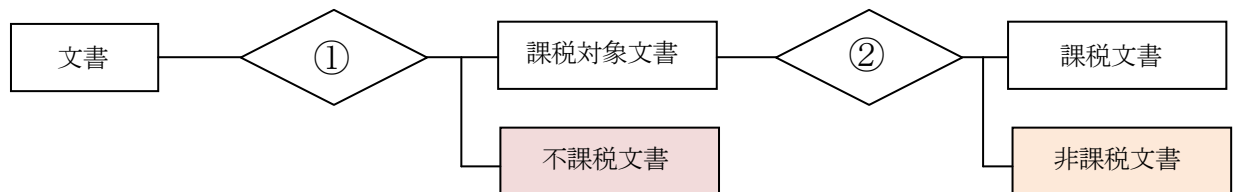
税務調査は法人税・消費税・源泉所得税ではありません。業種・業態によっては印紙税の調査もされます。ただし税理士は税理士法上、印紙税の業務を行うことができません。

※実際は調査官がこの税理士法の事実を知らない、または事実を知っているがあえて立会いを認めているのが実態です。

上記のとおり、厳密には税理士は印紙税の税務代理ができないため、経営者としても基本的な知識を知っておく必要がございます。

■ どんな文書に印紙を貼らなければならないか？

印紙税の課税判定について、印紙税法に当てはめると下記の単純なフローになります。



【課税判定① 課税対象かどうか？】

印紙税が課せられるのは、課税物件表(別紙)に掲げられた文書のみについて課税される「限定列举主義」に基づいています。課税物件表に掲げられていない文書は全て不課税文書となります。

例えば、経済活動において頻繁に登場する「不動産賃貸借契約書」「機密保持契約書」「動産売買契約書」「雇用契約書」などは、課税物件表に掲げられていない為、不課税文書となります。

【課税判定② 非課税文書に該当するか？】

判定①で「課税対象文書」に分類できると、次に非課税文書の判定となります。別途規定される金額要件、作成者要件、その他特定要件に該当する文書は、印紙税が課されない非課税文書となります。一部ですが、非課税文書には下記のようなものがあります。

1. 請負に関する契約書(第2号文書)で契約金額が1万円未満のもの
2. 領収書等(第17号文書)で契約金額が5万円未満のもの
3. 領収書等(第17号文書)で「**営業に関しない**」もの

この「営業に関しない」という文言の解釈が難しいものとなります。基本的に、営利を目的とする法人(株式会社、合同会社等)が発行するものは課税対象となりますが、公益法人やNPO法人等の営利目的ではない法人が発行するものは非課税となります。(なお公益法人でも公益認定を受けていない一般社団法人については、定款の内容により課税判断されることとなります。)

では、サラリーマンが自宅を売却した際に発行した領収書はどうでしょうか？

これは商法上の商行為には該当しないことから「営業に関しない」ものとなります。ただし、領収書には「自宅の売却代金として」ということを文書上明らかにしていない場合は課税文書となってしまうので注意が必要です。

上記フローだけを見ると、課税文書は簡単に判定できるように見えます。ところが、実際にその文書が課税物件表のどの文書に該当するのか？など、実務上判断が難しいことがあります。

請負に関する契約書(第2号文書)は、一言で民法上に規定される「請負」に該当する契約書となりますが、民法上で定義される請負の内容を理解した上で総合的に判断する必要があります。詳細については割愛致しますが、その文書が「請負」なのか「委任」なのかで印紙税が全く異なってしまいますので、慎重に判断しなければなりません。

■印紙を節約したい場合

前項では、印紙税が課税される基本的な判断基準を記しましたが、簡便的な工夫での節約または印紙を貼る必要がないパターンを紹介させていただきます。

1. 複写した契約書

単なる複写 … 課税文書とはなりません。
契約成立の証明目的として作成されたもの … 課税文書となります。

複写機で複写された署名・押印は単なるコピーなので、課税文書とはなりません。
⇒契約書1通作成し、甲が原本、乙が写しを保存とする場合、乙のものは印紙不要となります。
※同様の考え方で、注文請書等をFAX送信した場合、受信した文書は課税文書に該当しません。

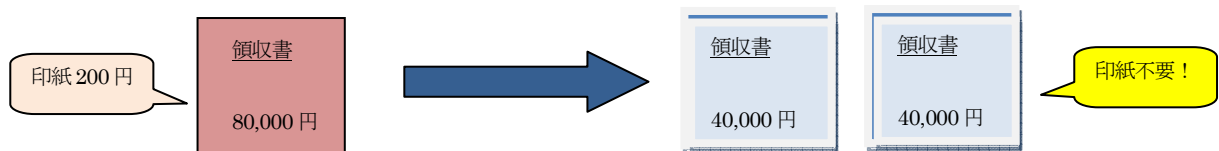
2. 消費税の記載（領収書）

取引金額とそれに課される消費税について、消費税と区分して記載した場合は、区分後の取引金額に適用されます。

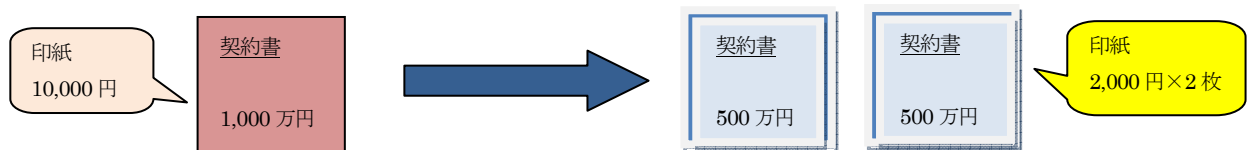
- ① 記載金額が5万円未満となり非課税となる例
領収金額 50,760円、うち消費税額 3,760円と記載
領収金額・税込価格 50,760円、税抜価格 47,000円と記載
商品代金・本体価格 50,760円、消費税額 3,760円、合計 50,760円と記載
- ② 記載金額が5万円以上100万円以下となり課税、印紙税は200円
・領収金額 50,760円とだけ記載され、消費税に関しては一切触れていない
・領収金額 50,760円、**消費税額等 8%を含む**とだけ記載されている

3. 文書の分割

印紙税は作成された文書に応じて課税されるため、下記の行為は問題ございません。
・80,000円の領収書を印紙無しで40,000円ずつ2枚発行



・1,000万円の借入金に対し、500万円の金銭消費貸借契約書を2枚発行し印紙を減らす



4. 契約書の課税時期（作成時期）と納税地（作成場所）

印紙税は課税文書を作成した時に納税義務が生じます。
当事者双方での意思の合致を証明するような契約書の場合、「作成」とは単に文書を調製する行為ではございません。

例えば課税文書を作成し、署名押印した2通の契約書を国外の相手側に送付し、相手側にて署名・押印した契約書1通を返送してもらうようなケースは、**作成場所は国外**となり、印紙税法の法施行地外のため、印紙は不要となります。

⇒契約書の作成時とは、「**契約書を調印した時**」となります。

※作成場所の判断でトラブルが生じることを考慮してこのような場合は、作成場所を契約書等に明記することを推奨致します。

今回印紙を貼付する文書の基本的判断をご紹介させていただきましたが、実務上、課税文書の判断が難しい契約書は多々ございます。ご不明な点がございましたら担当者や当事務所までいつでもご相談下さい！